

制度変更に伴う手続きの早見表

① 0歳から高校生年代までの子を養育している

はい

② 現在すでに児童手当・特例給付を受給している

いいえ

【手続き必要】

下記Aへ

はい

③ 大学生年代の子がいる

はい

④ 大学生年代以下（大学生年代を含む）の子を数えて、
養育している子は3人以上いる

はい

⑤ 大学生年代の子への経済的負担（学費や生活費等）があり、かつ、これを欠くと通常的生活水準を維持することができない

はい

【手続き必要】

下記Bへ

いいえ

【手続き不要】

支給対象外です

【手続き不要】

制度改正による
新たな第3子以降
加算の対象外です
※現在受給中の方で、
高校生年代以下のみの
方は、申請不要です。

いいえ

いいえ

いいえ

児童手当の申請を行ってください。

※公務員の場合は職場で、申請者が市外在住の場合は住所地で申請してください。

必要書類

- ・ 認定請求書 <ア>
- ・ 申請者の健康保険証の写し
- ・ 通帳又はキャッシュカードの写し（申請者名義の口座）
- ・ 別居監護申立書（児童と別居している場合）<イ>
- ・ 児童のマイナンバー（児童が市外在住の場合）

上の③の質問にも進んでいただき、ご確認ください。

大学生年代の子について届出を行ってください。

※公務員の場合は職場で申請してください。

必要書類

- ・ 監護相当・生計費の負担についての確認書 <ウ>
- ・ 児童のマイナンバー（児童が市外在住の場合）